

和歌山大学教育学部附属学校職員会議規程

制 定 平成13年 4月27日

最終改正 平成19年 8月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学教育学部附属学校規則第6条の2第2項の規定に基づき、和歌山大学教育学部の各附属学校（以下「附属学校」という。）に置かれる職員会議（以下「職員会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 職員会議は、職員間の意思疎通、共通理解の促進を図るため意見交換を行い、当該附属学校長の職務の円滑な執行に資することを目的とする。

(検討事項)

第3条 職員会議は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 当該附属学校の教育方針に関する事項
- (2) 当該附属学校の教育目標、教育計画に関する事項
- (3) 当該附属学校の教育課題への対応方策等に関する事項
- (4) その他校長が必要と認める事項

(組織)

第4条 職員会議は、次の各号に掲げる者をもつて組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（教頭）
- (3) 教諭
- (4) 養護教諭
- (5) 栄養教諭
- (6) 事務職員

(会議)

第5条 職員会議は、校長が主宰する。

(事務)

第6条 職員会議に関する事務は、当該附属学校において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、職員会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月27日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成19年8月1日一部改正：法人和歌山大学規程第662号）

この改正規程は、平成19年8月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。